日 時

2021年（令和３年）４月14日（水曜日）
午前10時

場 所

東京都渋谷区神泉町９番１号
神泉プレイス
第一商品株式会社 本社２階
（末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）

決議事項

第１号議案
取締役４名選任の件
第２号議案
監査役２名選任の件
第３号議案
第三者割当による
第１回新株予約権発行の件

議決権行使期限

2021年４月13日（火曜日）
午後５時

※新型コロナウイルス感染が懸念されております。当日のご出席につきましては、体調を十分にご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場におきましても、状況に応じて感染防止措置を講じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

臨時株主総会
招集ご通知

第一商品株式会社
証券コード：8746

ごあいさつ



株主の皆さまには、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

２０２１年3月

代表取締役社長
木村　学

企業理念

人と社会に貢献し、
価値を創造する

目　次

ごあいさつ …… 1

招集ご通知

臨時株主総会招集ご通知 …… 2

株主総会参考書類 …… 3

決議事項

第１号議案 取締役４名選任の件 …… 3

第２号議案 監査役２名選任の件 …… 5

第３号議案 第三者割当による
第１回新株予約権発行の件 …… 6

株主各位

証券コード 8746
2021年３月30日

東京都渋谷区神泉町９番１号
第一商品株式会社
代表取締役社長 **木村　学**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症による懸念の他、諸事情等により、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年４月13日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2021年**4**月**14**日（水曜日）**午前10時**	
2 場　　所	東京都渋谷区神泉町９番１号　神泉プレイス **第一商品株式会社　本社２階** （末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 目的事項	**決議事項**	第１号議案　取締役４名選任の件 第２号議案　監査役２名選任の件 第３号議案　第三者割当による第１回新株予約権発行の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 臨時株主総会終了後、株主懇談会の開催は取り止めとさせていただきます。
- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（ http://www.dai-ichi.co.jp/ ）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長木村学氏、代表取締役専務鈴村建直氏、取締役當野忍氏は辞任により退任されますので、新たに取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役候補者は、退任する各取締役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	半田　邦彦 （1967年９月７日生）	1990年４月　当社 入社 1993年５月　当社 商品ファンド部　主任 1997年５月　当社 営業企画部　係長 2008年４月　当社 企画部　課長 2014年11月　当社 人事本部長 2020年５月　当社 内部監査室長　（現任）	17千株
2	金田　創 （1967年６月22日生）	1996年４月　モニターカンパニー日本支社入社 2004年２月　SHOPPING.JP株式会社設立　取締役 2008年４月　SHOPPING.JP株式会社　代表取締役　（現任） 2011年４月　Aaron＆Associate株式会社設立　代表取締役　（現任） 2013年２月　日本クラウド証券株式会社　取締役 同年２月　クラウドバンク・インキュラボ株式会社　代表取締役(現任) 同年７月　Aaron Asset Management株式会社設立　代表取締役(現任) 2015年７月　クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社　代表取締役　（現任） 2016年６月　クラウドバンク株式会社　代表取締役（現任） 2020年10月　ジャスティス債権回収株式会社　代表取締役　（現任）	－株
3	川島　正暉 （1981年12月12日生）	2005年11月　EY新日本有限責任監査法人入所 2008年３月　PwCあらた有限責任監査法人入所 2009年７月　太陽グラントソントン税理士法人入所 2011年５月　株式会社ファイブスター　代表取締役（現任） 2018年11月　アートプラン株式会社　取締役（現任）	－株
4	村田　和希 （1987年６月24日生）	2015年１月　弁護士登録(第二東京弁護士会) 同年１月　ブレークモア法律事務所入所 2019年４月　独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 社会基盤センター専門委員(現任) 2020年５月　東京丸の内法律事務所入所(現在に至る)	－株

（注）１．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．半田邦彦氏は、新任の取締役候補者であります。

３．金田創氏、川島正暉氏、村田和希氏は新任の社外取締役候補者であります。

４．半田邦彦氏の所有する当社の株式数には、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

５．取締役候補者の選任理由および社外取締役候補者に期待される役割の概要

(1)半田邦彦氏は、当社の内部監査室長として、ガバナンス体制構築において適切な役割を果たしております。営業企画部、人事部、内部監査室を経験するなど当社グループ全般に係る豊富な経験と幅広い知見を有しており、企業価値向上と持続的な成長のため適切な人材と判断し選任をお願いするものであります。

(2)金田創氏は、同氏が代表取締役を務めるクラウドバンク社との資本業務提携を推進させるとともに、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の適切な意思決定の加速に寄与するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3)川島正暉氏は、公認会計士として高度な専門的知識と各種法人での役員経験を有しており、当社の経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(4)村田和希氏は、弁護士として培ってきた高度な専門的知識と独立行政法人の専門委員を務めるなど豊富な経験を有しており、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

６．川島正暉氏及び村田和希氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要因を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

７．金田創氏、川島正暉氏、村田和希氏が選任された際には、各氏との間で会社法第423条第１項の規定並びに当社定款第22条の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第２号議案　監査役２名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもって、監査役浅野信行氏は辞任により退任されますので、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、各監査役候補者は、監査役浅野信行氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	廣瀬　正勝（ひろせ　まさかつ） （1961年６月17日生）	1986年４月　当社 入社 1989年４月　当社 企画部　主任 1992年４月　当社 国際部　係長 2006年６月　当社 審査部　課長 2012年12月　当社 審査部　次長 2017年６月　当社 総務経理部　次長（現任）	８千株
2	塩野　治夫（しおの　はるお） （1967年４月17日生）	2000年10月　中央青山監査法人入所 2006年１月　塩野治夫公認会計士事務所開設（現任） 2009年７月　監査法人元和社員就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．廣瀬正勝氏は新任の監査役候補者であります。

３．塩野治夫氏は新任の社外監査役候補者であります。

４．廣瀬正勝氏の所有する当社の株式数には、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

５．監査役候補者の選任理由について

(1)廣瀬正勝氏は、当社の総務経理部次長として管理部門を担当し、その業務執行において適切な対応で役割を果たしております。当社入社後、企画部、国際部、審査部、総務経理部において主要な役職を歴任し、営業面・経営面ともに幅広い知識・経験を有しております。上記の理由から、常勤監査役として経営の監督監視機能の強化に資する人材と判断し、選任をお願いするものであります。

(2)塩野治夫氏は、公認会計士として、高度な専門的知識と各種法人での豊富な経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

６．塩野治夫氏の選任が承認された場合には、会社法第423条第１項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

７．塩野治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要因を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　第三者割当による第１回新株予約権発行の件

１．提案の理由

本議案は、第三者割当により発行される第１回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）について、本第三者割当に伴う希薄化率が25％以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本第三者割当について、株主の皆様の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

２．募集の概要

＜本新株予約権の発行の概要＞

(１)割当日	2021年４月15日(木)
(２)新株予約権の総数	88,500個
(３)発行価額	総額17,965,500円　(新株予約権１個当たり203円)
(４)当該発行による潜在株式数	8,850,000株　(新株予約権1個につき100株)
(５)資金調達額	1,363,165,500円 (内訳) 本新株予約権発行分　17,965,500円 本新株予約権行使分 1,345,200,000円 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、全ての本新株予約権が行使された場合、出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、発行時の諸費用を差し引いた残額が実際の調達資金の額となります。
(６)行使価額及び行使価額の調整	行使価額：152円 行使価額は、2021年３月16日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に9.52％ディスカウントした価額であります。
(７)募集又は割当方法	第三者割当の方法 ＳＧＲ投資事業有限責任組合 88,500個

(8)その他	①譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ②買取請求権 本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14暦日前までに本新株予約権者に会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 また、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告することによって残存する新株予約権の全部を本新株予約権１個当たりその発行価額相当額で取得するものとします。 ③その他 上記各号については、本臨時株主総会において、本第三者割当による大規模希薄化が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、「６．第三者割当による本新株予約権の内容」をご参照ください。

（注）資金調達の額は、新株予約権の発行価額の総額（17,965,500円）に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額（1,345,200,000円）を合算した金額となります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

３．割当予定先の概要

（１）名称	ＳＧＲ投資事業有限責任組合
（２）所在地	東京都中央区八丁堀二丁目１９番７号
（３）設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律
（４）組成目的	国内の会社等への投資を実行しインカムゲイン及びキャピタルゲインを得ることを目的とする。

（５）組成日	2020年６月10日
（６）出資の総額	30百万円
（７）出資者及び出資比率	株式会社フォーシスアンドカンパニー　　99.99％
	合同会社ＦＩＮＯ　　00.01％
（８）業務執行組合員（General Partner）の概要	
名称	合同会社ＦＩＮＯ
所在地	東京都中央区八丁堀二丁目１９番７号
代表者の役職・氏名	代表社員　一般社団法人ＦＩＮＯ 職務執行者　福田　尚之
事業内容	有価証券の取得、投資、保有及び運用
資本金の額	10万円
（９）当社との関係等	
上場会社（ 役員・役員関係者・大株主を含む）と当該ファンドの関係	当社と当該ファンドの組合員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの組合員並びに当該ファンドの組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。
上場会社と業務執行組合員の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

（注）割当予定先の概要の欄は、2021年３月16日現在におけるものです。

４．募集の目的及び理由

（１）募集の目的

現在、当社グループは、2020年11月30付の適時開示「クラウドバンク株式会社との資本業務提携に関する資本事業提携契約書の締結及び第三者割当により発行される募集（現物出資）並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社とクラウドバンク株式会社（以下「クラウドバンク」といいます。）との資本業務提携に基づき、当社の「金の第一」ブランド及び金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーによる新規事業の構築に邁進しております。

また、当社連結子会社の第一プレミア証券株式会社（同社は2021年３月29日付でＯＫプレミア証券株式会社から第一プレミア証券株式会社に商号変更しており、以下「第一プレミア証券」といいます。）においても、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウを享受することで協議を続けており、第一プレミア証券にクラウドバンクが展開するソーシャルレンディングのサービスを提供いただき、それを第一プレミア証券の顧客に販売することを検討しております。さらに、当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券株式会社（以下「日本クラウド証券」といいます。）と共同して開発することで、日本クラウド証券の顧客に販売することも進めており、これらの施策により第一プレミア証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を早期に実現する予定であります。

当社としましては、本第三者割当による資金調達を行うことで、「資本事業提携契約書」に基づき、クラウドバンク普通株式22株の追加取得の対価とし、クラウドバンクを当社の持分法適用会社とすることを目的としております。なお、当社グループは2020年12月31日時点において、2,372百万円の現預金残高がありますが、当第３四半期連結累計期間においても、1,141百万円の営業赤字が継続していること、当社グループは現在も経常支出が経常収支を上回っており、現在（2021年３月度）月次で約130百万円の赤字収支となっており、今後も2021年４月度より2022年３月度までの期間において、月次で70～90百万円程度の赤字収支が継続することが予測されるため、手元資金は当社の運転資金に充当することが肝要であると判断いたしました。こうした状況から速やかに脱却し、営業黒字体制への事業基盤を形成すべく、クラウドバンクグループとの事業提携を構築することを必須の課題と認識していることから、本資金使途に関する資金の手当ては本第三者割当による調達により充当するものといたしました。

2020年11月30日付でクラウドバンク並びにＣＢ戦略１号投資事業有限責任組合との間で締結した「資本事業提携契約書」においてクラウドバンク株式の追加取得を実施し、クラウドバンクを持分法適用会社とする追加取得条項が付されておりますが、追加取得条項である以下の事項は本第三者割当決議日時点において、2021年２月末日時点のクラウドバンキング事業実績管理表及びクラウドバンクバックオフィスシステムの累計口座数データにて達成状況を確認しており、期間に追加取得条項の達成が確実であるため、条件①にて引き受けを行うこととなります。なお、当該追加取得は当社とＣＢ戦略１号投資事業有限責任組合間における2021年３月16日付「覚書」により2022年３月31日を期限とし、クラウドバンク株式の追加取得を行う取り決めとなっております。なお、追加取得代金に本第三者割当増資による調達が満たない場合には、別途の調達手法を検討いたします。

（追加取得条項の内容）

資本事業提携契約書締結日から2021年３月31日までの期間に、クラウドバンクのクラウドバンキング事業における2021年３月期のクラウドバンクの管理会計上の連結営業収入（クラウドバンクグループ間取引の連結消去前）が939,730,000円以上及びクラウドバンクの顧客数が36,000人以上となった場合には以下①の条件で、それ以外の場合は以下②の条件でＣＢ１号ファンドからクラウドバンクの普通株式を譲り受けることとします。

条件①
譲受株式の数　22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のＣＢ１号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と合わせて）：20%）
譲受株式の金額 １株につき61,349,693円
譲受価額の総額 1,349,693,246円

条件②
譲受株式の数　22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のＣＢ１号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と合わせて）：20％）
譲受株式の金額 １株につき52,150,000円
譲受価額の総額 1,147,300,000円

クラウドバンクの持分法適用会社により、上記のクラウドバンクとの資本業務提携による事業協業の関係性を構築し、中長期的な経営基盤の構築及び株主価値の向上化に資するものといたします。

（２）他の資金調達の方法との比較及び本資金調達を選択した理由

当社の資金調達の方法については、クラウドバンク株式の追加取得代金を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うこととといたしました。

一般に事業資金を調達するには、金融機関からの借入れや社債等による有利子負債による間接金融と株式等の発行による直接金融での調達が考えられます。しかしながら、当社の経営成績や特設注意市場銘柄に指定されているなど、現状での与信では新規の借入れや新たな社債の発行について実施することは困難であると判断いたしました。そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

本新株予約権の資金調達スキームは、新株予約権の発行にすることにより割当予定先が当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、段階的に投資を行うことができるように配慮したものと考えております。加えて、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されるため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられませんが、株式と比べて一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

＜本新株予約権の特徴について＞

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は152円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、払込期日の翌日以降、14暦日前までに本新株予約権者に会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権１個当たりその発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。なお、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保しておく観点からも、割当予定先の行使促進を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

５．発行条件等について

（１）払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都千代田区平河町二丁目12番15号、代表者：代表取締役三平慎吾）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価168円（2021年３月15日の終値）、権利行使価額152円、ボラティリティ79.08％（2020年２月から2021年２月までの月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間１年、リスクフリーレート▲0.124％（評価基準日における中期国債レート）、配当率0％、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権１個につき203円との結果を得ております。

当社は本新株予約権の公正価値（１個当たり203円）と本新株予約権の払込金額（１個当たり203円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値と同額の払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の9.52％ディスカウントである152円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

また、行使価額のディスカウント率を9.52％とした経緯としましては、当社が過去に不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなり、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書を訂正していることや、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に的に勘案し、当社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年４月１日）」に準拠する10％を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

また、当社監査役３名（うち社外監査役２名）は、本新株予約権に係る届出書及び適時開示資料支援の業務委託を行っている先であるエースターコンサルティング株式会社に対し、第三者機関としての本新株予約権の価値算定の業務委託を行っていますが、この点を踏まえても、当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、並びに、算定にあたっては、行使価額、当社の株価、ボラティリティ、権利行使期間、取得条項等の前提条件が考慮されており、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法により価額算定が行われている同社作成の新株予約権算定報告書において報告された本新株予約権の公正価値評価額と同額又は上回る払込金額とされていることから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、また、9.52％のディスカウント率についても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、有利発行でなく適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役３名(うち２名が社外監査役)から上記意見表明についての説明を受け、本新株予約権については有利発行ではない前提で、本新株予約権の募集事項の決定（会社法第238条、同第240条）に関する取締役会決議について、当社出席取締役は全員異議なくこれを承認しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、8,850,000株、議決権数は88,500個であり、2021年１月15日現在の当社発行済株式総数20,077,207株（議決権数192,846個）を分母とする希薄化率は44.08％（議決権の総数に対する割合は45.89％）となります。

また、2021年３月16日以前６か月以内に実施された第三者割当により発行された当社普通株式3,850,000株（議決権数38,500個）を本新株予約権の行使による最大交付株式数8,850,000株（議決権数88,500個）に合算した総株式数は12,700,000株（議決権数127,000個）であり、これは、2021年３月16日以前６か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年12月16日の当社普通株式の発行の直前（2020年12月15日時点）の発行済株式総数16,227,207株に対して、78.26％（総議決権数154,346個の82.28％）（小数第３位を四捨五入）にあたります。

このように、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、本臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数8,850,000株を行使期間である1年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は36,122株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高205,104株の17.61%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

しかしながら、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

6．第三者割当による本新株予約権の内容

＜第1回新株予約権の発行の概要＞

1．新株予約権の名称	第一商品株式会社 第1回新株予約権 （以下「本新株予約権」といいます。）
2．本新株予約権の払込金額の総額	金17,965,500円
3．申込期日	2021年4月15日
4．割当日及び払込期日	2021年4月15日
5．募集の方法及び割当先	第三者割当の方法によりすべての本新株予約権をＳＧＲ投資事業有限責任組合に割当てる。

6．新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

（2）本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式8,850,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」といいます。）は100株）とする。但し、下記本項第（3）号及び第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（3）当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（4）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（５）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数　　88,500個

８．本新株予約権の払込金額　新株予約権１個当たり203円

９．本新株予約権の行使に関して出資される財産の価額又はその算定方法

（１）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた１円未満の端数は切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、金152円とする。但し、第10の規定に従って、調整されるものとする。

10．行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合は　その効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(４)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第５回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(３)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(２)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(２)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(５)本項第(２)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2021年４月15日から2022年３月31日（但し、2022年３月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。（但し、別欄「新株予約権の取得事由」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）

12. その他の本新株予約権の行使の条件
（１）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
（２）各本新株予約権の１個未満の行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由
（１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、14暦日前までに本新株予約権者に会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権１個当たりその発行価額相当額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
（２）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権１個当たりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 新株予約権証券の発行当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って、算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

（1）本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の行使請求
の受付場所に提出しなければならない。なお､行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

（2）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第３項に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

第一商品株式会社 管理本部
東京都渋谷区神泉町９番１号

20. 振込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

21. 本新株予約権の払込金額及び行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、基準となる当社株価168円（2021年３月15日の終値）、権利行使価額152円、ボラティリティ79.08％（2020年２月から2021年２月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間１年、リスクフリーレート▲0.124％（評価基準日における中期国債レート）、配当率0％、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に、本新株予約権１個の払込金額を203円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第９項記載のとおりとし、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の9.52％ディスカウントとした。

22. その他

（1）会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

（2）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

メ　モ

臨時株主総会会場ご案内図

日　時	2021年４月14日(水曜日) 午前10時
会　場	第一商品株式会社 本社２階 東京都渋谷区神泉町９番１号　神泉プレイス　電話 03-3462-8011㈹
交　通	ＪＲ（山手線、埼京線他）、東京メトロ（銀座線、半蔵門線、副都心線）、 東急（田園都市線、東横線） 渋谷駅より徒歩15分 京王（井の頭線） 神泉駅より徒歩５分

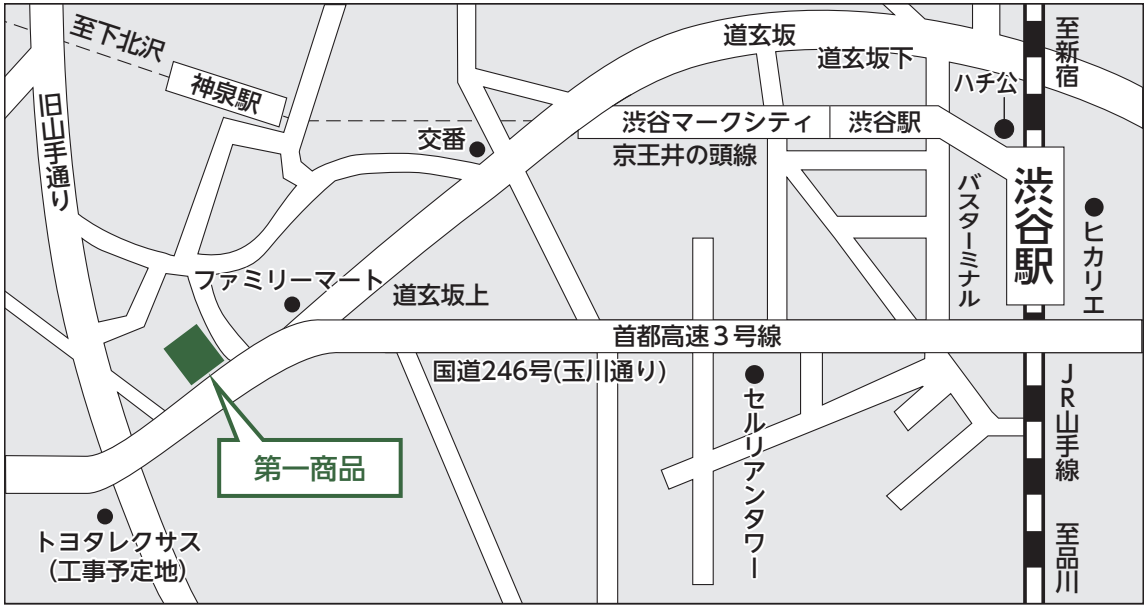

※ 駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。